

愛知県道路標識標準資料集の改訂について

【令和5年8月改訂】

令和5年9月27日

(一社)愛知県道路標識・標示業協会
標識部会

1. (一社) 全国道路標識・標示業協会発行の「道路標識ハンドブック」Ⅲ関係法令編が令和3年に改訂され、Ⅰ設置編及びⅡ設計・製作・施工・維持管理・沿革編が令和4年に改訂されました。
2. 日本道路協会発行の「道路標識設置基準・同解説」が令和2年6月に「道路標識構造便覧」と2つの冊子に分かれ、改訂されました。

3. 溶融亜鉛めっきに関するJIS規格：
JISH8641及びJISH0401が
令和3年12月20日付けで改正となりました。
4. 道路標識、区画線及び道路標示に関する
命令の一部改正がありました。

本書は、道路標識設置基準やレイアウト作成基準、設計積算の基準となるように、分かりやすく、活用していただくことを目的として作成されております。

P24

非常電話（1 1 6 の 2）→非常電話（1 1 6 の 4）表示の（非常電話 S O S）の（S O S）が無くなりました。

待避所（1 1 6 の 3）→待避所（1 1 6 の 5）になりました。

非常駐車帯（1 1 6 の 4）→非常駐車帯（1 1 6 の 6）になりました。

P49

事務所及び出張所のレイアウト英語表記の国土交通省が and Tourismが追加されました。

(最下段の※印の経緯より加えております)

P90

主要地点（114の2-A）信号機添架の標識板寸法（最下段の標識板寸法）を

（旧：2～3文字を）3文字以下に

（旧：4～6文字を）4文字以上といたしました。

P102

名古屋市案内標識標示地名のうち

主要地：熱田神宮 Atsuta-jingu Shrineの
英語が追加されました。

又、目標地の国道302号も追加されました。施設が無くなりました競馬場前の主要地
が削除されました。

P105,107,109,111

図中の溶融亜鉛めっきの表記を
HDZTの最新表記に変更しました。

又、図中右下のアルミ T アングル落下防止
穴（長孔）の穴のセンター寸法表記を
27mmに正しました。

P129

F型標識のかんたん重量計算ソフトのご紹介をします。

- ① URL : <http://ansinmichiaichi.jp> 又は、「あんしん道あいち」で検索ください。
 - ② 技術情報の標識部会→をクリック
 - ③ F型柱重量計算書はこちらからダウンロードいただけます→をクリック
 - ④ 画面が出たら上の「ファイルをダウンロード」でダウンロード完了。
- これで、計算ソフトはあなたのPCに！

■ 標識構造

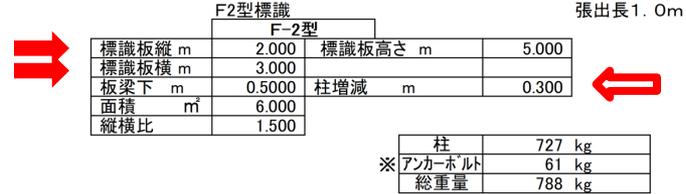
標識板縦m寸法

標識板横m寸法

柱増減（柱のマントアップ-0.2、ベースプレートをGLまで下げる0.3、その他道路勾配を考えて入力）の3点のみ入力すれば

- ・ 柱の重量
- ・ アンカーボルト重量
- ・ 総重量
- ・ アルミTアングル長さと本数
- ・ リブ金具の個数
- ・ 基礎寸法（長基礎）
- ・ 基礎寸法（浅基礎）

の一覧表が出ます。
積算・見積りが楽になります
一度是非ご利用ください。



重量表		F2型標識		張出長1.0m		重量 kg	
部材	種別	断面寸法		長さ	単位重量	1個重量	数量
柱	STK	318.5 ×	6.9	7,050.0	53.00	373.65	1
梁	"	165.2 ×	4.5	4,120.0	17.80	73.34	2
梁立鋼	"	114.3 ×	4.5	1,000.0	12.20	12.20	2
フランジ	PL	16 ×	350 φ		125.6	9.39	4
" リブ	"	12 ×	82	200	94.2	0.92	16
"	"	12 ×	82	125	94.2	0.95	4
"	"	12 ×	82	175	94.2	1.01	8
"	"	12 ×	87	284	94.2	1.54	4
ベースプレート	"	28 ×	600	600	219.8	61.62	1
" リブ	"	12 ×	141	250	94.2	1.80	8
板取付プレート	"	12 ×	250	250	94.2	4.88	4
トップキャップ	"	3.2 ×	359 φ		25.12	2.54	1
トッププレート	"	4.5 ×	339 φ		35.33	3.19	1
" 止め板	"	4.5 ×	50	50	35.33	0.09	4
梁キャップ	"	3.2 ×	175 φ		25.12	0.60	4
フランジ	B. N	M20	B.N.UN.W.SW	85		0.39	16
アングル	"	M16	"	65		0.20	8
TOPCAP止め板	BOLT	M 8		25		0.01	4
							726.96

部材名称	規格及び寸法	単位重量	数量	重量kg
ボルト(丸鋼)	M33 × 1000	6.71 kg/本	6	40.26
平鋼	75 × 6 × 525	1.85 kg/枚	8	14.80
ナット	六角ナット M33	0.280 kg/個	12	3.36
緩み止めナット	六角ナット M33	0.287 kg/個	6	1.72
平座金	M33	0.085 kg/枚	6	0.51
ばね座金	M33	0.081 kg/枚	6	0.49
				61.14

φ	アンカーボルト	標準基礎	爪ボルト個数	アルミTバー
318.5	M33*1000	1.2*1.2*2.5	32	1.980 m×2本

浅基礎	鉄筋D13		
	n	P2	n2
1.2*4.1*1.0	4	487.5	8

P135～138

杭基礎の表下の工事価格に土木施工単価にも採用・掲載され「土木施工単価」を追記いたしました。

P139～153

案内標識標準図（単柱）図中、右下表の溶融亜鉛めっきの表記をHDZTの最新表記に変更いたしました。

P156

脱着式S P基礎 詳細図の表記のφ径を細い順序に左より並べ替え、深さLの寸法を明記し、分かりやすく表記いたしました。

P168～169

地点名標識設置図（3文字以下、4文字以上）
愛知県タイプの右上品名整理番号のTRE-C-3
とTRE-C-4の記号のCを抜きTRE-3とTRE-4
といたしました。

P179～185

平成30年12月以降、令和5年3月までの
道路標識・標示令の一部改正を追加いたしま
した。

平成30年12月～令和5年7月
1日施行まで

P179～185

1. 大雪時における道路交通の確保を図ることを目的として
 - ・ 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設。
 - ・ 画像表示用装置に可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加。
2. 「広域災害応急対策車両専用（325の7）標識が新しく規定。
3. レベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）が認められたこと、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）及び遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等が定められたことなどであり、これを踏まえ、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法を示す標識が整備されました。

■道路標識・標示令の一部改正

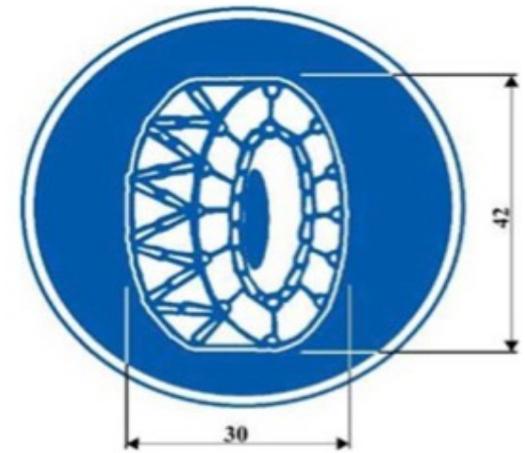
1. 大雪時における道路交通の確保を図ることを目的としまして

(1) タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する標識です。

(2) 画像表示用装置に可変式の道路標識を表示する場合の背景色に関する規定の追加。

※近年LEDを用いた電光表示は画像の色彩や精度が向上し、多彩な表現で分かりやすく表示できることから大雨等の発生に合わせて電光表示により速やかに道路標識を表示できるように改正されました。

P179~185



(310の3)

2. 「広域災害応急対策車両専用（325の7）標識が新しく規定されました。

2021年3月に防災拠点自動車駐車場として、道の駅332箇所、SA・PA146箇所の計478箇所が指定され、2022年3月に追加で新たに道の駅23箇所が指定されております。

※右の写真（静岡県道の駅朝霧高原）は災害時には一般の方の利用を禁止・制限することがありますと表現されています。



P180



道の駅 「朝霧高原」

P181～185

3. 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）

「自転車及び歩行者専用（325の3）」を「自転車及び歩行者等専用（325の3）」に、

「歩行者専用（325の4）」を「歩行者等専用（325の4）」に名称を改正し、遠隔操作型小型車については、上記本標識による交通規制を実施している道路を通行することができるよう改められました。

(325の3) 自転車及び歩行者専用



(325の4) 歩行者専用



遠隔操作型搬送用ロボットの例



3. 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）

○電動キックボード等のうち、最高速度（20Km/h以下）や大きさ（長さ190 c m以下、幅60 c m以下）等の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と、その中でも6 k m/h以下走行切換装置付きの物を「特例特定小型原動機付自転車（歩道通行可）」とに分類され、いずれも免許不要ですが「原動機付自転車」に分類されます。

車道通行が原則。

歩道を通行できるのは例外的な場合に限られます！

P181～185

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等） 「法定外表示等の設置指針」について

○「特例特定小型電動付自転車・普通自転車歩行者通行可」の注意喚起看板

「特例特定小型原動機付自転車歩道通行可」の交通制が実施されている歩道において、特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車のみが当該歩道を通行できることの注意喚起に特に万全を期する必要がある場合に設置すること。

○特定小型原動機付自転車又は特例特定小型原動機付自転車の通行を禁止する場合の看板



溶融亜鉛めっきに関する J I S 規格： J I S H 8641 及び J I S H 0401 が令和3年12月20日付けで改正となりました。

■ 溶融亜鉛めっきに関する J I S 規格の改正について ¹⁸

国際規格対応 付着量 → 塗膜

P189~191

めっき皮膜の規定を付着量から膜厚に変更するに伴い「1種」「2種」の区分のない7種類とし、めっきの種類記号も 旧規格 H D Z から 膜厚を表す T (Thickness) を加え、その後に膜厚を表す数値を付けた記号に統一となりました。

(例えば)

旧規格：H D Z 5 5 (付着量 5 5 0 g/m²)

新規格：H D Z T 7 7 (膜厚 7 7 μm：マイクロメートル)

厚さ 6 mm 以上の素材

■ 溶融亜鉛めっきに関する J I S 規格の改正について ¹⁹

膜厚と付着量との関係

P189～P190参照

新規格 [膜厚]		旧規格 ^{a)} [付着量]		
種類の記号	膜厚 (μm)	種類	記号	付着量 (g/m ²)
HDZT 35	35 以上	1 種 A	HDZ A	250 以上 ^{b)}
HDZT 42	42 以上	1 種 B	HDZ B	300 以上 ^{b)}
HDZT 49	49 以上	2 種 35	HDZ 35	350 以上
HDZT 56	56 以上	2 種 40	HDZ 40	400 以上
HDZT 63	63 以上	2 種 45	HDZ 45	450 以上
HDZT 70	70 以上	2 種 50	HDZ 50	500 以上
HDZT 77	77 以上	2 種 55	HDZ 55	550 以上

注 a) 旧規格では、2 種について付着量を規定している。

注 b) 1 種の付着量は、HDZ A の平均めっき膜厚の平均値 (35μm) 又は HDZ B の平均 Nめっき膜厚の平均値 (42μm) に、めっき皮膜の密度を 7.2g/cm³t として、これに乗じた値を示す。

■ 溶融亜鉛めっきに関する J I S 規格の改正について²⁰

膜厚測定状況等

P189～P190参照

めっき膜厚確認状況



電磁式膜厚計



P203～P215参照

（一社）全国道路標識・標示業協会では、従来ありました道路標識設置・診断士制度を発展的解消したうえで、平成30年4月に創設した資格が「道路標識点検診断士」です。

この資格は、平成31年1月31日、国土交通省から、小規模附属物の分野の点検、診断業務において技術者資格として登録されました。（国が認めた民間資格に加えられました。）

登録番号 品確技資 第287号（点検）

登録番号 品確技資 第288号（診断）

P203～P215参照

道路標識点検診断士の現在の登録者数ですが、令和5年8月1日現在で愛知県内で49名在籍しております。

小規模附属物の点検のご計画がございましたら、道路標識点検診断士の在籍しております、当協会会社にご用命ください。

専門工事業者の目で確実に点検いたします。

最後になりましたが、本書が新設道路の道路標識整備事業や老朽化した道路標識の建替困難箇所での技術活用等で、標識設計の一助になれば幸いに存じます。

ご清聴ありがとうございました。

令和5年9月27日

(一社)愛知県道路標識・標示業協会
標識部会